

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	シティユーワ法律事務所 弁護士 藤本 幸弘
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目2番2号 丸の内三井ビル
【報告義務発生日】	令和3年12月22日
【提出日】	令和3年12月24日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	リニューアブル・ジャパン株式会社
証券コード	9522
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	シャanghai・アライアンス・ファイナンシャル・サービス・カンパニー・リミテッド (Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd.)
住所又は本店所在地	中華人民共和国200241上海市閘行区東川路555号乙楼2042室
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成22年7月1日
代表者氏名	ヤン パン (Yang Pang)
代表者役職	最高経営責任者 (CEO)
事業内容	投資業、金融情報サービス業及びコンサルタント業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番2号 丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 弁護士 藤本 幸弘
電話番号	03-6212-5500

## (2)【保有目的】

純投資及び状況に応じて重要提案行為等を行うこと。

## (3)【重要提案行為等】

該当なし。

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	2,000,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 2,000,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,000,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年12月22日現在)	V	28,412,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		7.04
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年12月22日	普通株式	550,000	1.94	市場外	処分	1,663.67円

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、S M B C日興証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、2021年12月14日に始まり、同年12月22日から起算して180日目の2022年6月19日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、2021年12月14日に自己の計算で保有する発行者の普通株式(潜在株式を含む。)及び発行者の普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。
---

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	80,000
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	80,000

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地